

鳥取市補助金カルテ

NO.	360	担当課	学校保健給食課	外線	0857-30-8416
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市遠距離等通学費補助金（小学校）				
概要	遠距離、通学上の危険度等の要因により、バスやJR、自家用車で通学する市立小学校・義務教育学校の児童の保護者に対し、通学費用を補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1102）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	H22	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	教育総務費	目	教育振興費	
歳出事業名	遠距離通学費補助金（小学校）					
R7予算	10,655千円					
R7予算 積算根拠	対象児童数 385人 10655千円 ※次の額の合計／バス（JR）定期券購入事業、自家用車通学事業、バス（JR）定期券購入・自家用車通学併用事業			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	390	10,577
				R5	404	13,526
				R4	469	13,502
				R3	477	14,444
補助率・補助額				上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人				
交付要件	対象地域から通学する児童生徒の保護者				
対象経費	通学定期代、送迎にかかる燃料費等				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。（定期券購入事業のみ完了後申請）				
実績確認	実績報告書もしくは申請書に領収書等を添付し確認。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	×	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6、2-9 保護者の負担軽減を目的とした補助であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	361	担当課	学校保健給食課	外線	0857-30-8416
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市遠距離等通学費補助金（中学校）				
概要	遠距離、通学上の危険度等の要因により、バスやJR、自家用車で通学する市立中学校・義務教育学校の生徒の保護者に対し、通学費用を補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1102）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	H22	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	教育総務費	目	教育振興費	
歳出事業名	遠距離通学費補助金（中学校）					
R7予算	5,812千円					
R7予算積算根拠	対象生徒数 72人 5,812千円 ※次の額の合計／バス（JR）定期券購入事業、自家用車通学事業、バス（JR）定期券購入・自家用車通学併用事業			過去実績	件数	決算額（千円）
				R6（見込）	84	5,366
				R5	91	8,552
				R4	107	7,414
				R3	120	8,783
補助率・補助額				上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人				
交付要件	対象地域から通学する児童生徒の保護者				
対象経費	通学定期代、送迎にかかる燃料費等				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。（定期券購入事業のみ完了後申請）				
実績確認	実績報告書もしくは申請書に添付の領収書等で確認。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	×	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3E	2-6、2-9 保護者の負担軽減を目的とした補助であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	362	担当課	学校保健給食課	外線	0857-30-8416
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市自転車通学用ヘルメット購入費補助金				
概要	市立中学校・義務教育学校(6年生以上に限る)の生徒のうち、通学に際し、学校から自転車通学を許可された者の保護者に対し、自転車通学用のヘルメットの購入に要する経費を補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画(施策1102)教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	H17	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	中学校費	目	教育振興費
歳出事業名	通学用ヘルメット購入補助金				
R7予算	345千円				
R7予算積算根拠	1,500円×230人				
	過去実績	件数	決算額(千円)		
	R6(見込)	233	350		
	R5	276	414		
	R4	256	384		
	R3	245	368		
補助率・補助額	上限額	1500円	上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人				
交付要件	市内に居住する、市立中学校・市立義務教育学校(6年生以上に限る)に通学する生徒のうち、学校から自転車通学による登下校を許可され、自転車通学用ヘルメットを購入した児童又は生徒の保護者。				
対象経費	ヘルメット購入費				
精算方法	事業完了後に申請するため、精算なし(申請時に実績等を確認)。				
実績確認	申請書に添付の領収書等で確認。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 補助の上限額を1500円としている。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	今後も継続する
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	363	担当課	学校保健給食課	外線	0857-30-8417
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市学校給食物資調達業務運営費補助金				
概要	本市の学校給食物資調達業務の受託者にたいし、学校給食における食育の普及・啓発、学校給食用物資の安定供給の事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1102）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	R5	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	保健体育費	目	学校給食費	
歳出事業名	給食調理委託費					
R7予算	14,441千円					
R7予算 積算根拠	人件費 12,514千円、旅費 13千円、需用費 90千円、役務費 68千円、使用料及び賃借料 309千円、その他管理経費等 1,447千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	14,174
				R5	1	13,914
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	14,441千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市学校給食会				
交付要件	鳥取市学校給食物資調達業務の受託者				
対象経費	報酬、給与、賞与、退職給付、福利厚生費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、燃料費、賃借料、保険料、諸謝費、租税公課、支払負担金、手数料及び管理諸費				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に関係書類を添付し確認。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	×	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3E	2-4, 2-6 市独自で給食物資の調達を行うことは困難であり、補助事業者が調達に要する経費に人件費が含まれるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	本市が独自に物資調達を行うことは困難であり継続するが、補助対象経費及び補助上限額についての設定を検討する。
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助対象経費に人件費が含まれている。補助率が1/2以上である。

鳥取市補助金カルテ

NO.	364	担当課	学校保健給食課	外線	0857-30-8416
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市遠距離等通学費補助金（小規模校転入制度／小学校）				
概要	遠距離、通学上の危険度等の要因により、バスやJR、自家用車で通学する市立小学校・義務教育学校の児童の保護者に対し、通学費用を補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1102）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	H22	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	教育総務費	目	教育振興費	
歳出事業名	遠距離通学費補助金（小学校）					
R7予算	2,327千円					
R7予算積算根拠	小規模校転入制度利用児童 26人 2,327千円 ※次の額の合計／公共交通機関利用、自家用車通学			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	40	2,918
				R5	0	0
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額				上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人				
交付要件	対象地域から通学する児童生徒の保護者				
対象経費	通学定期代、送迎にかかる燃料費等				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。（定期券購入事業のみ完了後申請）				
実績確認	実績報告書もしくは申請書に領収書等を添付し確認。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	×	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6、2-9 保護者の負担軽減を目的とした補助金であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	365	担当課	学校保健給食課	外線	0857-30-8416
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市遠距離等通学費補助金（小規模校転入制度／中学校）				
概要	遠距離、通学上の危険度等の要因により、バスやJR、自家用車で通学する市立小学校・義務教育学校の児童の保護者に対し、通学費用を補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1102）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	H22	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	教育総務費	目	教育振興費	
歳出事業名	遠距離通学費補助金（中学校）					
R7予算	682千円					
R7予算積算根拠	小規模校転入制度利用生徒 10人 682千円 ※次の額の合計／公共交通機関利用、自家用車通学			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	40	2,918
				R5	0	0
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額				上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人				
交付要件	対象地域から通学する児童生徒の保護者				
対象経費	通学定期代、送迎にかかる燃料費等				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。（定期券購入事業のみ完了後申請）				
実績確認	実績報告書もしくは申請書に領収書等を添付し確認。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	×	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6、2-9 保護者の負担軽減を目的とした補助金であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	408	担当課	学校保健給食課	外線	0857-30-8417
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 1月臨時補正		
補助金名	鳥取市学校給食配送事業に係る燃料価格高騰対策支援事業補助金				
概要	学校給食配送事業者への燃油価格高騰分に対する補助				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1102）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	R5	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	保健体育費	目	学校給食費	
歳出事業名	給食配送委託費					
R7予算	650千円					
R7予算 積算根拠	1台50,000円×13台					
				過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6	1	650
				R5	1	575
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	50,000円/台				上限額	設定なし
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	因伯通運株式会社				
交付要件	鳥取市小・中・義務教育学校へ学校給食（副食）を配送する事業者				
対象経費	鳥取市立学校給食センターを出発地及び到着地とする配送車両の燃油代				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に燃料不足額試算表を添付させ確認。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	1
				評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 燃料価格の高騰がいつまで続くか不明なため
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	ガソリン暫定税率廃止の影響や燃油価格の動向を注視。